

視点 世界遺産の現状に思う

外交防衛委員会 専門員

とまり ひでゆき
泊 秀行

世界遺産という言葉がマスコミ等で定着するようになってから久しいが、先般、海外では例のない世界遺産の検定試験が行われるなど、我が国の世界遺産に対する関心は高まる一方である。世界遺産条約（正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）は、1972年のユネスコ総会での採択、1975年の発効から既に30年余が経過している。2006年1月現在、182か国が加盟しており、我が国も1992年9月より締約国となっている。

世界遺産条約は、人類全体のための世界遺産を、損傷、破壊等の脅威から保護・保存するための国際的な協力・援助の体制を確立することを目的としている。世界遺産は、同条約に基づき「顕著な普遍的価値」を有するものとして作成された「世界遺産リスト」に登録され、建造物や遺跡などを対象とした「文化遺産」（万里の長城、エジプトのピラミッド地帯等）と自然の地域などを対象とした「自然遺産」（米国のグランド・キャニオン、豪州のグレート・バリア・リーフ等）並びに「文化遺産」、「自然遺産」の両要素を併せ持つ「複合遺産」（ペルーのインカ帝国の遺跡マチュピチュ等）の三つから成る。我が国については、2005年までに13件がリストに世界遺産として登録されている。具体的には、法隆寺地域の仏教建造物（1993年登録）を始めとする10件の文化遺産と、青森・秋田両県にまたがる白神山地（1993年登録）を始めとする3件の自然遺産である。

世界遺産の登録数は、2006年1月現在、総計137か国・812件に上っている。今後ともこの数は限定的とは言え漸増していくと思われるが、真にその保護・保存が要請される対象物件については、可及的速やかに世界遺産として登録されるべきである。

近年、中国では、“金看板”がもたらす経済効果への期待感から世界遺産への登録熱（150箇所以上が申請準備中との報道もある）が高まり、遺産保護の形骸化を憂慮する動きも出てきている。また、登録済みの世界遺産の中には観光優先の乱開発や遺跡の破壊など保護・管理をめぐる問題が顕在化している。こうした行為は人類の共有財産保護の観点から非常に憂うべき事態であるので、保有国が矯正措置等を取らない場合には世界遺産委員会が警告しているように「登録リストからの除外」も視野に入れていくべきであろう。

危機遺産については、2006年6月現在、34件の世界遺産が指定を受けている。その大半は開発途上国にあり、数の方もここ数年横ばい状態である。アフガニスタンの旧タリバン政権による「バーミヤン遺跡」の爆破に見られるように紛争等に伴う破壊は起こり得ることである。こうしたときこそ世界遺産条約の出番である。当該国に自力復旧・復元力が当面期待できないときは、同条約に規定する世界遺産基金等からの援助を有効に活用し、危機遺産を少しでも減らして行く努力が必要である。

今日、世界遺産に対する国際的認識が深まる中、本年7月リトアニアで開催予定の世界遺産委員会において、上記した点等について、どのような議論が展開されるか注目される。